

令和元年第4回（12月）市議会定例会 付議事件一覧
（12月12日追加提案分）

令和元年12月12日現在

●市長提出議案案件

議案案件 13件（条例＝2件、補正予算＝11件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 条例議案 2件

頁

1 ・ 2	議案第193号	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
	議案第194号	都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
	人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員及び議員並びに一般職の職員の給与を改定するため、関係条例について所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 11件

頁

3	議案第195号	令和元年度都城市一般会計補正予算（第6号）	※
4	議案第196号	令和元年度都城市食肉センター特別会計補正予算（第2号）	※
5	議案第197号	令和元年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※
6	議案第198号	令和元年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※
7	議案第199号	令和元年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	※
8	議案第200号	令和元年度都城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	※
9	議案第201号	令和元年度都城市水道事業会計補正予算（第4号）	※
10	議案第202号	令和元年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第4号）	※
11	議案第203号	令和元年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第3号）	※
12	議案第204号	令和元年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	※
13	議案第205号	令和元年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	※

令和元年第4回都城市議会定例会（12月追加）

（議案第193号～第205号）

議案第193号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月12日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年条例第50号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成18年条例第52号)の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と読み返るものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>

第6条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の都城市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課： 総務部 職員課】

条例名	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例														
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止														
施行予定日	① 公布の日 (適用 令和元年 12 月 1 日) ② 令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月 (特別職、教育長) 平成 20 年 9 月 (市議会議員)												
制定改廃の目的・背景	特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市においても国に準じた対応を行うため、所要の改正を行うもの。														
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 市長、副市長、教育長、市議会議員の期末手当支給割合の引き上げ。 年間 0.05 月分増額し、年間 3.4 月分とする。(現行 3.35 月分) <table border="1" data-bbox="421 831 1433 1128"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>1 2 月期</th> <th>施行・適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1.675 月 (支給済)</td> <td>1.725 月 (現行 1.675 月)</td> <td>令和元年 12 月 1 日適用</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度以降</td> <td>1.7 月</td> <td>1.7 月</td> <td>令和 2 年 4 月 1 日施行</td> </tr> </tbody> </table> 2 改正対象は次の 3 条例 (1) 都城市特別職の職員の給与に関する条例 (2) 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (3) 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例			年度	6 月期	1 2 月期	施行・適用	令和元年度	1.675 月 (支給済)	1.725 月 (現行 1.675 月)	令和元年 12 月 1 日適用	令和 2 年度以降	1.7 月	1.7 月	令和 2 年 4 月 1 日施行
年度	6 月期	1 2 月期	施行・適用												
令和元年度	1.675 月 (支給済)	1.725 月 (現行 1.675 月)	令和元年 12 月 1 日適用												
令和 2 年度以降	1.7 月	1.7 月	令和 2 年 4 月 1 日施行												
関係する法令及びその条項	・特別職の職員の給与に関する法律(昭和 24 年法律第 252 号) 第 7 条の 2														
制定改廃を要する関係条例等															
備考															

議案第194号

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月12日提出

都城市長 池田 宜永

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 (都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年条例第53号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</p> <p>当の月額額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">職 員 の 区 分</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td style="text-align: center;">8 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">号 給</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> </tr> </table>	職 員 の 区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	号 給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の6 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)</p> <p>当の月額額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">職 務 の 級</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td style="text-align: center;">8 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">号 給</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> <td style="text-align: center;">給料月</td> </tr> </table>	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	号 給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
職 員 の 区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級																													
号 給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月																													
職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級																													
号 給	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月																													

	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)
再	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	446,100
任	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	447,200
用	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	448,400
以	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	449,500
外	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	450,600
の	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	451,700
職	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	452,800
員	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	453,900
	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	454,900
	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	456,300
	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	457,600
	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	458,900
	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	460,100
	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	461,600
	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	463,100
	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	464,700
	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	465,900
	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	467,400
	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,200	445,200	468,900
	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	470,400
	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	471,700
	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	474,400
	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	477,000
	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	479,600
	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	482,200
	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	483,900

	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)	額 (円)
再	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	444,100
任	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	445,200
用	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	446,400
以	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	447,500
外	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	448,600
の	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	449,700
職	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	450,800
員	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	451,900
	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	453,000
	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	454,400
	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	455,700
	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	457,000
	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	458,300
	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	459,800
	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	461,300
	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	462,900
	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	464,200
	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	465,700
	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,200	445,200	467,200
	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	468,700
	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	470,100
	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	471,600
	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	473,100
	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	474,600
	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	476,100
	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	477,600

27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	

27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	

54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	

54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	

81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,500				
95		295,200	343,100	381,900				
96		295,600	343,500	382,300				
97		295,800	343,700	382,600				
98		296,100	344,100	383,100				
99		296,500	344,500	383,500				
100		296,900	344,800	383,900				
101		297,100	345,100	384,200				
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					

81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,500				
95		295,200	343,100	381,900				
96		295,600	343,500	382,300				
97		295,800	343,700	382,600				
98		296,100	344,100	383,100				
99		296,500	344,500	383,500				
100		296,900	344,800	383,900				
101		297,100	345,100	384,200				
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					

108		299,300,348,000													
109		299,500,348,500													
110		299,900,348,900													
111		300,300,349,200													
112		300,600,349,500													
113		300,800,350,000													
114		301,000													
115		301,300													
116		301,700													
117		301,900													
118		302,100													
119		302,400													
120		302,700													
121		303,100													
122		303,300													
123		303,600													
124		303,900													
125		304,200													
(略)															
再任用職員															

108		299,300,348,000													
109		299,500,348,500													
110		299,900,348,900													
111		300,300,349,200													
112		300,600,349,500													
113		300,800,350,000													
114		301,000													
115		301,300													
116		301,700													
117		301,900													
118		302,100													
119		302,400													
120		302,700													
121		303,100													
122		303,300													
123		303,600													
124		303,900													
125		304,200													
(略)															
再任用職員															

第2条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で別に定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは<u>16,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第10条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で別に定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは<u>17,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>

第18条の6 (略)

2 勤手当の額は、勤手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
 第3条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後			
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)			
第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。			
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	153,000円	164,200円	180,700円	194,000円	204,800円
2・3 (略)		2・3 (略)			

第18条の6 (略)

2 勤手当の額は、勤手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
 第3条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後			
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)			
第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。			
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	154,900円	165,900円	182,200円	195,500円	206,300円
2・3 (略)		2・3 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び附則第5項の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び第3条の規定による改正後の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用条例」という。）の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の給与条例第18条の6第2項の規定 令和元年12月1日
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成31年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定を適用する場合には、改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例及び改正前の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定による給与の内払とみなす。
(住居手当に関する経過措置)
- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例第10条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2千円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第10条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超える額を定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2千円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 第2条の規定による改正後の給与条例第10条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第10条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2千円を超えることとなる職員
- 6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

- 7 都城市一般職の職員の給与に関する条例等（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。
- 附則第3項中「平成32年12月31日」を「令和2年12月31日」に、「平成31年12月31日」を「令和元年12月31日」に、「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改める。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課： 総務部 職員課】

条例名	都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例																								
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																								
施行予定日	① 公布の日 (適用 平成 31 年 4 月 1 日 (給料) 令和元年 12 月 1 日 (勤勉)) ② 令和 2 年 4 月 1 日 (住居手当及び 勤勉)	制定年月	平成 18 年 1 月 (一般職) 平成 26 年 12 月 (任期付)																						
制定改廃の 目的・背景	一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市においても国に準じた対応を行うため、所要の改正を行うもの。																								
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (1) 行政職給料表の見直し (別表第 1) 一般職試験 (大学卒業程度) に係る初任給を 1,500 円、一般職試験 (高校卒業程度) に係る初任給を 2,000 円引き上げ。これを踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定。 (2) 勤勉手当の見直し (第 18 条の 6) 年間 0.05 月分増額し、年間 4.50 月分とする (現行 4.45 月分)。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度・手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>施行・適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.30 月 (支給済)</td> <td>1.30 月 (改定無し)</td> <td rowspan="2">令和元年 12 月 1 日 適用</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.925 月 (支給済)</td> <td>0.975 月 (現行 0.925 月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和 2 年度 以降</td> <td>期末手当</td> <td>1.30 月</td> <td>1.30 月</td> <td rowspan="2">令和 2 年 4 月 1 日施行</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.95 月</td> <td>0.95 月</td> </tr> </tbody> </table>				年度・手当		6 月期	12 月期	施行・適用	令和元年度	期末手当	1.30 月 (支給済)	1.30 月 (改定無し)	令和元年 12 月 1 日 適用	勤勉手当	0.925 月 (支給済)	0.975 月 (現行 0.925 月)	令和 2 年度 以降	期末手当	1.30 月	1.30 月	令和 2 年 4 月 1 日施行	勤勉手当	0.95 月	0.95 月
	年度・手当		6 月期	12 月期	施行・適用																				
	令和元年度	期末手当	1.30 月 (支給済)	1.30 月 (改定無し)	令和元年 12 月 1 日 適用																				
勤勉手当		0.925 月 (支給済)	0.975 月 (現行 0.925 月)																						
令和 2 年度 以降	期末手当	1.30 月	1.30 月	令和 2 年 4 月 1 日施行																					
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月																						
(3) 住居手当の見直し (第 10 条の 3・令和 2 年 4 月 1 日施行) 手当の支給対象となる家賃の下限を 4,000 円引き上げ (12,000 円→16,000 円)。手当額の上限を 1,000 円引き上げ (27,000 円→28,000 円)																									
2 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (1) 行政職給料表の見直しに伴い任期付職員の給料月額の見直し (第 7 条)																									
関係する法令 及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 24 条、第 25 条 ・一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号) 第 19 条の 7 																								
制定改廃を要する 関係条例等																									
備考																									

